

総合海洋政策本部参与会議（第23回）議事概要

◆日時：平成27年9月16日（水）13～14時

◆場所：内閣府本府 3階特別会議室

◆議事概要（参与の発言は○、事務局の発言は●）

1. 開会

山谷海洋政策担当大臣より開会の御挨拶がなされた。

2. 第20回「海の日」総理スピーチについて（報告）

本年7月20日の第20回「海の日」特別行事 総合開会式における安倍総理のスピーチにおいて、昨年度参与会議意見書の内容に関連が深い海洋開発技術者の育成に関する御発言があり、その映像を視聴。

3. 各PTの審議状況について

資料2-1～資料2-4に基づき、各PTの主査からPTの審議状況について報告がなされた。

また、資料3に基づき、事務局から海洋情報把握（MDA）に関する検討状況について報告がなされた。

○事務局からの報告について補足したい。MDAは、一昨年度、海洋調査・海洋情報の一元化・公開PTにおいて、海洋情報をどのようにオープンにするかを一年間検討した。MDAを構築することによって、米国との関係、海洋の安全など、日本の色々な安全保障について、MDAは非常に大事だという認識にたち、MDAについては、引き続き参与会議に報告することとなり、今回報告がなされたもの。

○「海域利用の促進等の在り方PT」の検討事項に「安全保障」の項目を加えるか否について諮りたい。

海洋基本計画では、海域利用に係る法体系の整備について、排他的経済水域等の開発を推進する基盤・環境整備として、海洋権益の保全等の観点を総合的に勘案しながら進めるとされていることを踏まえ、同PTでは、海洋権益の適切な確保の観点から、海域の効果的かつ効率的な利用のための法的な検討を行うとしており、既に決定したこの検討事項を今回変更する必要はないと考える。また、軍事、防衛等の安全保障についての議論は、本来的に国家安全保障会議でなされるべき事項であり、参与会議で扱うのはなじまない。

一方、安全保障に資する海洋政策の取組であるMDAについては、平成26年5月の参与会議意見書における指摘を受け、現在、内閣官房国家安全保障局、内閣官房総合海洋政策本部事務局、内閣府宇宙戦略室を中心に関係府省で検討が行われているところ。参与会議でも、これをしっかりとフォローし、引き続きMDAの促進に向け、議論を深めていきたいと考える。参与会議としては、以上の整理としたいと考えるがいかがか。

○安全保障を海洋政策から全て除くことはできない。以前から申しているが、「海洋立国」の条件は、①国連海洋法条約の順守、②国家意思、国策として貿易、経済等の産業で経

済を発展させて国際貢献しているか、③海洋全体の安全保障についてコーストガード、海軍を有して国際貢献できているかの3つ。海洋産業の創出も環境保全も、安全保障を念頭に置きながら、これらをやることになる。宇宙分野では大きく舵がきられ、防衛省がしっかりと協力することになった。海洋政策においても、この参与会議に防衛省の適切な方に常に来てもらい、何かあれば意見を聞くような体制にできないかと思う。

○新海洋産業についてだが、技術マップや日本の海洋産業の現状などのデータがそろってきた。産業化については民間企業が担うものであるので、参与会議、PT、事務局が主体となって、我々が議論していることを民間企業に対して開陳しながら、是非産業として興す、各社の経営戦略に入れ込んで進めてもらいたいとの話を進めていきたい。

○座長の意見（参与会議では、安全保障は扱わないが、MDAはしっかりとフォロー）に賛成。海運、水産については世界的に展開しており、安全保障については様々な国と相互的な関係があるため、我が国の安全保障を大きく語ることによって、逆に安全保障について他国の意識を強めてしまう可能性がある。安全保障については議論する必要があるとは思っているが、これから海洋の利用の在り方を考える中では対象から外した方が円滑に進むのではないか。

○EEZでのガス田、熱水鉱床などは沖縄トラフ等にあり、これらを民間企業が開発する、産業としてやっていくためには、彼らが安全への懸念なしにやっていけるよう EEZにおける安全の裏付けをする法体系が必要と思う。ただし、この分野の議論は、煮詰まつていない。

○中国・韓国における法整備について、事務局から説明してください。

●中国、韓国ともに、日本と同じように、EEZを200海里までと規定、大陸棚を規定、そして、国連海洋法条約(UNCLOS)に規定する主権的権利に関して規定する法律は存在。他方、従来議論のあったEEZ内の海域を管理する法律の有無について言えば、中国・韓国とも海域管理法は存在するが、その対象は領海に限定したものとなっており、領海を超えてEEZ内の海域を管理する法律は、現時点では確認できていない。因みに、中国の海域の管理方法は、国が領海を所有し、それをゾーニングした上で、そのゾーニング内の海域を使用者に提供し、使用料を徴収するというもの。なお、中国では、全国海洋機能区画という海域利用に関する計画があり、EEZも対象にしている。ただ、領海内については機能を細かに定めている一方、EEZについては大まかなガイドライン的な計画となっているところ。

○各々の国におけるEEZ内については、各々の国において、UNCLOSで規定する沿岸国の主権的権利を守るために法律が存在するということは理解。

一方、問題意識は、日本のEEZ内に中国船が来て、色々とやっていることについて、これを排除できる法律が現在の日本にはないこと。

●日本において、EEZを包括的に規制する法律はなく、個別に資源開発については改正鉱業法で規制し、また、海洋汚染防止については海防法、漁業についてはEEZ漁業法で規制している。日本は、個別法で規制するという体系。

この点、韓国でも、日本と同様、EEZは200海里とし、EEZ内ではUNCLOSで規定さ

れた主権的権利については国内法を適用するとしている。因みに、大陸棚は規定ない。中国では、主権的権利の行使として探査、調査など様々ある行為を個別に条文で規定している。UNCLOS に規定されたものを国内法で規定するという立法スタイルは、基本的に同様と考えられる。

中国も韓国も、EEZ 内を包括的に守る、また、規制するという法律の存在は確認できていない。

○日本の場合は、世界 6 位の広い EEZ を有している一方で、日本の企業が他国の EEZ 内で活動できることを前提に考えておかなければならぬ。日本の法律をどのような法律体系にするかということを整理する上では、日本企業の他国の EEZ 内での活動の促進にも配慮しなければならない。相互的な関係について十分な配慮が必要。したがって、日本の EEZ をどうするかと考える視点だけでは、日本の企業の国際競争力の強化という点で、問題が生じうる。

○海洋政策本部の議論の内容は、例えば、海洋産業振興や EEZ 問題について言えば、専門的な方々にとって重要な内容であることは承知しているが、一般人には少し遠い感じがする。環境問題については、各企業も CO2 削減など戦々恐々としており、一般人も興味を引く問題。例えば、気候変動の観測・監視等の環境問題に対しても力を入れているということをアピールしていくべき。

○さて、安全保障に関して議論した。

MDA についてはしっかりとフォローしていく。また、参与から、防衛省の関係の方に議論に入って頂いてはどうかとの意見があったが、これは、大至急、調整をする。

その上で、安全保障について「海域利用の促進等の在り方 P T」の検討項目にはこの度は追加しないことでよろしいか。

○全参与 了承。

4. 工程表（改訂版）について

○今回の参与会議では、本件に関して議論する時間がないので、次回に議論することとする。

5. 閉会

次回の日程については、10 月中旬までの間で改めて調整する。

以上